# 早期発見・事案対処マニュアル

# 【いじめの把握・報告】

- <いじめの把握>
  - いじめを受けた児童や保護者
  - 〇 学級担任
  - 〇 児童アンケート調査や教育相談
  - 学校以外の関係機関や地域住民
- くいじめの報告>
- 把握者→(学級担任等)→生徒指導担当者→教頭→校長

○ 周囲の児童や保護者

○ 養護教諭等学級担任以外の教職員

O スクールカウンセラー(SC)

○ その他

神楽小いじめ防止対策委員会

Ţ

事事確認及7	がお道方針等の油定	(いじめ対策組織)】
<del>コース</del> 11年 inii / / / (	バロペラノ マロステレンス はっ	

□事実関係の把握

口いじめ認知の判断

口指導方針や指導方法の決定

口対応チームの編成及び役割分担

口全教職員による共通理解

ロSCや関係機関との連携の検討

# 1

## 【教育委員会への報告】

## 【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援 いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- 周囲の児童への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関への相談(教育委員会,旭川市子ども総合相談センター,旭川児童相談所,警察等)

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学校	□組織体制を整え、いじめを 止めさせ、安全確保及び再 発を防止し、徹底して守り 通す。 □いじめの解消の要件に基づ き、対策組織で継続して注 視するとともに、自尊感情 を高める等、心のケアと支 援に努める。	□いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを確成させる。 □不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	□いじめを傍観したり, はやし立てたりする行為は許されないことや, 発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。□自分の問題として捉え, いじめをなくすため, よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	□家庭訪問等により、その日 のうちに迅速に事実関係を 説明する。 □今後の指導の方針及び具体 的な手立て、対処の取組に ついて説明する。	□ <u>迅速に</u> 事実 <u>関係</u> を説明し, 家庭における指導を要請する。 □ <u>保護者と連携して以後の対</u> 応を適切に行えるよう協力 を求めるとともに継続的な 助言を行う。	口当該児童及び保護者の意向 を確認し,教育的配慮の下, 個人情報に留意し,必要に 応じて今後の対応等につい て協力を求める。

○ いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断(※解消の要件についてはP9参照)



### 【再発防止に向けた取組】

#### 〇 原因の詳細な分析

- □事実の整理,指導方針の再確認
- □スクールカウンセラーなど外部の 専門家等の活用
- 学校体制の改善・充実
  - 口生徒指導体制の点検・改善
  - 口教育相談体制の強化
  - □児童生徒理解研修や事例研究等, 実践的な校内研修の実施

## ○ 教育内容及び指導方法の改善・充実

- 口児童生徒の居場所づくり,絆づ くりなど,学年・学級経営の充 宝
- 口<u>道徳の時間の充実等</u>,児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- □分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

#### 〇 家庭, 地域との連携強化

- □教育方針等の情報提供や教育 活動の積極的な公開
- 口学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- □児童生徒のPTA活動や地域 行事への積極的な参加による 豊かな心の醸成